

## 離島の振興を促進するための八丈町における産業の振興に関する事項

### 1. 産業の振興を促進する区域

離島振興対策実施地域として、指定の八丈島全域を計画の対象地域とする。

### 2. 産業振興のため促進をする業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等

### 3. 期間

令和5年度から令和14年度まで

### 4. 産業の振興を促進する上での課題

島内経済の安定的な成長のためには、各産業の調和のとれた伸長と、業種間の連携協力の態勢を整え人材交流を推進するとともに、有能な人材を育成することが重要となる。

農業振興を図るうえで後継者の育成が最大の課題となっており、I・Uターンなどによる就農希望者を受け入れるための施策を、積極的に進めていく必要がある。

漁業では、漁協の経営基盤の安定を促進しながら、漁業担い手の確保、漁家の経営安定のため島内外販売ルートの拡充、未利用資源の製品開発や魚食の普及事業を推進していくことが重要となる。また、ダイビング、釣りなどの海洋レジャーに関連した観光業と連携して、経営の多角化を図ることも必要となる。

観光業は、通年観光地としての発展、リピーターの増加や来島者の滞在日数の延長を図るために、自然を生かす観光資源の整備開発、滞在型観光、スポーツ交流など交流促進、二次交通の充実など、滞在の利便性を高める事業展開が必要となる。

商工業の発展は、島内経済規模拡大に不可欠のものであり、生活者のニーズに対応した商業機能の強化を図り、流通体系の見直し、経営の合理化・近代化を推進して生産性の拡大を図っていくことが求められる。また、新たな特産物の開発を進めるとともに、市場の拡充を図る必要がある。

情報サービス業等については、モバイル通信が不通である地域が一部あるなど、改善が望まれる状況も認められる。IT事業者の事業展開を妨げる事象について、検証が必要である。

## 5. 事業の振興のために推進しようとする取組み・関係団体等との役割分担

### 【八丈町】

租税特別措置の活用促進、地方税の不均一課税、産業振興に係る各団体への助成・支援等、産業振興のための人材育成等

### 【東京都】

租税特別措置の活用促進等

### 【商工会、農業協同組合、漁業協同組合】

研修等による人材育成、経営改善指導、融資制度の周知と斡旋等

### 【観光協会】

観光PR活動の強化、観光プランの検討等

## 6. 目標

業種	新規設備投資	設備投資による新規雇用者
製造業	1 件	5 名
旅館業	1 件	6 名
農林水産物等販売業	2 件	2 名
情報サービス業等	3 件	23 名

## 7. 評価に関する事項

おおむね5年ごとに目標の達成状況等の評価を実施し、必要に応じて見直し等を行う。